

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)  
平成 28 年 5 月 12 日 答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500571号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600009号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和53年10月21日から同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

昭和53年10月21日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和53年10月21日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年10月21日から同年12月1日まで

私は、昭和53年4月にA社に入社し、その後、C社へ転籍したが、厚生年金保険の記録では、同年10月21日にA社において被保険者資格を喪失し、同年12月1日にC社において同資格を取得したとの記録になっており、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。

請求期間においても継続して勤務していたので、調査の上、請求期間の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者と同時期に勤務し、同じ日に異動したと回答している同僚の陳述により、請求者が請求期間においてA社で継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の社会保険事務担当者は、「請求者も、一緒に異動した者と同様に、請求期間に空白期間なく給与が支払われ、厚生年金保険料も継続して給与から控除されていたはずである。」と陳述している。

さらに、上記同僚から提出された請求期間に係る「昭和53年分給与所得の源泉徴収票」により、当該同僚は、A社において、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、厚生年金保険料をA社の事業

主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る事業所別被保険者名簿の昭和53年10月の定時決定における標準報酬月額の記載から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和53年10月21日から同年12月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である昭和53年10月21日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和53年10月21日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500536号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600010号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成16年4月1日は24万2,000円、同年8月2日は23万3,000円及び同年12月1日は25万1,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年4月1日  
② 平成16年8月2日  
③ 平成16年12月1日

平成14年7月21日から平成24年3月19日まで、B職として勤務していたA社が加入していたC厚生年金基金から、請求期間②及び③に支払われた賞与が、国の厚生年金保険被保険者記録になっていない旨の通知が届いたので、年金記録を確認したところ、請求期間①を含む平成16年中に支払われた賞与の記録が全て被保険者記録になっていないことが判明した。A社では、年3回賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の平成16年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、C厚生年金基金が保管している厚生年金基金加入員賞与支払届及び同社の元従業員の陳述から、請求者は、平成16年4月1日に24万2,000円、同年8月2日に23万3,000円及び同年12月1日に25万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明

と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない  
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの  
厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて  
は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500568号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600011号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成16年8月2日は14万4,000円及び同年12月1日は21万6,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月2日  
② 平成16年12月1日

平成16年3月22日から平成25年1月18日まで、B職として勤務していたA社が加入していたC厚生年金基金から、請求期間①及び②に支払われた賞与が、国の厚生年金保険被保険者記録になっていない旨の通知が届いたので、年金記録を確認したところ、両期間とも被保険者記録になっていなかった。当該期間の賞与明細書(名称は、給与支給明細書)を提出するので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給与支給明細書、A社の平成16年分所得税源泉徴収簿兼貸金台帳及びC厚生年金基金が保管している厚生年金基金加入員賞与支払届から、請求者は、平成16年8月2日に14万4,000円及び同年12月1日に21万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500573号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(脱)第1600002号

## 第1 結論

昭和22年11月27日から昭和31年2月29日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和22年11月27日から昭和31年2月29日まで  
年金記録を確認したところ、請求期間については、脱退手当金を受給したことになっているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶はないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、請求期間の脱退手当金は法定支給額と一致しており、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、請求者の脱退手当金は、昭和32年9月27日に支給決定されているが、当該支給決定当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給できなかったのであるから、請求期間の最終事業所を退職後、昭和36年4月まで公的年金制度への加入歴がない請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。